

欧州の基準・認証制度の動向（2017年11月/12月）

● トピックス一覧 ●

1. 食料品・飼料
2. エコラベル
3. 電気／電子機器
4. 自動車／運輸部門
5. 製品安全
6. 整合規格
7. 貿易関連



1. 食料品・飼料

(1) 緊急警報通知（RASFF Portal）：日本食品に対する通知

食品・飼料緊急警告システム（RASFF）は、EU 域内で市販される有害な食料品に関する情報を欧州加盟国が迅速に通知するために欧州委員会が設置したポータルサイトである。

2017年11月、イタリアはベトナムからの冷凍シリヤケイカにカドミウムを検出し、同製品の輸入を許可しなかった。

表1：日本製品の輸入に対する RASFF 通知

製品／通知	物質／危険性	通知国	措置	参照
冷凍シリヤケイカ（ベトナムから）	カドミウムの存在 (2.4 mg/kg – ppm)	イタリア	輸入の不許可	RASFF 通知

(2) 日本の有機製品規制機関のリスト更新

欧州委員会は、EU 域内で設立された規制機関と同等と認められる日本の有機製品規制機関のリストを更新した。

具体的には、以下の新たな規制機関がリストに追加された。

- 日本食品分析センター (<http://www.jfirl.or.jp/jas.html>)
- リーフアース (<http://www.leafearth.jp/>)

リストに記載される日本の他の規制機関は、

- ビューローベリタス (http://certification.bureauveritas.jp/cer-business/jas/nintei_list.html)
- 兵庫県有機農業研究会 HOAS (www.hyoyuken.org)
- 有機農業認証協会 (<http://yuukinin.org/index.html>)

参照：EU 官報 [L 333/29](#)

(3) 日本からの食品・飼料の輸入を管理する特別条件

欧州委員会は、福島原子力発電所の事故後に日本からの食品・飼料の輸入規制要件を緩和する欧州委員会実施規則案を採択した。

緩和要件は、原子力事故の影響を受けた地域を原産とする食品・飼料の放射能レベルに関して日本当局が提出した最新データに基づいている。データによると、一部の食品・飼料はもはや過度の放射能汚染はみられず、EU への輸出前にサンプリングと分析を行う必要はない、とした。一方、その他の食料・飼料は EU への輸出前に引き続きサンプリングと分析が行われなければならない。

具体的には、

- 秋田県産の食品・飼料は、今後サンプリングと分析は必要としない。
- 福島県産の食品・飼料は、米及び米由来製品を除き、EU への輸出前にサンプリングと分析を今後も行わなければならない。
- 群馬県、茨城県、栃木県、岩手県、千葉県に関しては、キノコ類、魚及び水産品、特定の食用野生植物及びそれらの加工品・由来製品を含む、一連の食料品は依然としてサンプリングと分析が必要である。但し、当該製品の一部には免除が適用される場合がある。

- 山形県と長野県に関しては、キノコ類と特定の食用野生植物及びそれらの加工品・由来製品のサンプリングと分析が今後も必要である。但し、両県を原産とする一部の食用野生植物には免除が適用される場合がある。
- 静岡県、山梨県、新潟県産のキノコ類は、EU への輸出前にサンプリングと分析が今後も必要である。

参照：EU 官報 [L 294/29](#)

(4) EU が新たに認可した新規食品と新規食品成分

欧州委員会は、以下の新規食品と新規食品成分の市場投入を認可した。

- 飲料を含む特定の食品・食料品、フードサプリメント、特定医療目的用の食品中に使用される新規食品成分としてのイーストβグルカン
(参照：EU 官報 [L 295/77](#))
- 一般集団向けのフードサプリメントに使用される新規食品成分としてのタキシフォリンが豊富な抽出物
(参照：EU 官報 [L 295/81](#))
- フードサプリメントに使用される新規食品成分としての *Calanus finmarchicus* (動物性プラנקトン) 由来の油
(参照：EU 官報 [L 336/45](#))
- ヨーグルトに使用される新規食品成分としてのチアシード
(参照：EU 官報 [L 336/49](#))
- 新規食品としての紫外線照射したキノコ類 (ビタミン D2量を増やすために紫外線照射したキノコ類)
(参照：EU 官報 [L 336/52](#))
- 一般集団向けの新規食品成分としてのヒドロキシチロソール
(参照：EU 官報 [L 337/56](#))
- 新規食品成分としての N-アセチル-D-ノイラミン酸
(参照：EU 官報 [L 337/63](#))
- 大腸菌 BL21株を用いて生産された新規食品成分としての2-フコシルラク トース
(参照：EU 官報 [L 313/5](#))

(5) 認可された新規食品のユニオンリスト（ポジティブリスト）

欧州委員会は、認可された新規食品のユニオンリストを官報で公表した。

同リストは、認可された新規食品に関する様々な種類の情報を提供する2つの表から構成される。具体的には、

- 表1は、新規食品の使用条件（最大レベルを含む）、追加の特定ラベル表示要件、その他の要件に関する情報を提供する。
- 表2は、各新規食品の技術仕様に関する情報を提供する。

参照：EU 官報 [L 351/72](#)

(6) EU で新規食品とみなされる第三国からの伝統的食品の通知

第三国を原産とする伝統的食品は、EU で新規食品とみなされる可能性があるため、EU への輸出前に定められた手続きに従って欧州委員会に通知しなければならない。

こうした状況の中、欧州委員会は第三国からの伝統的食品の通知に関する管理上及び科学的要件を定める新たな規則を採択した。具体的には、同規則は通知の構成と内容、提供される科学的データに関する要件を定めている。

参照：EU 官報 [L 351/55](#)

(7) 特定食品中のアクリルアミド削減策

欧州委員会は、企業と食品事業者に対し、特定食品に含まれるアクリルアミド削減のための軽減措置およびベンチマークレベルを規定する欧州委員会規則案を採択した。

アクリルアミドは、一般的に特定の食品が120° C より高い温度で調理される場合に、アスパラギンと糖から形成される有機化合物である。穀類やジャガイモ、コーヒー豆など、炭水化物を多く含む焼き物や揚げ物で主に形成される。アクリルアミドは、EU 法の下では汚染物質とみなされる。

欧州委員会が採択した新規則は、各種食品に関するアクリルアミドの安全な濃度のベンチマークに加え、アクリルアミドの濃度を可能な限りベンチマークの濃度以下に制限するために考案された一連の「軽減策」を定めている。

同規則に関連する食品には、フライドポテト、ポテトチップス及びその類似品、ソフトブレッド、朝食用シリアル、ビスケット及びウエハース、クラッカー、焙煎コーヒーなどが挙げられる。

参照：EU 官報 [L 304/24](#)

2. エコラベル

(1) 製品群「硬質被覆材」への EU エコラベル認定期間の延長

EU エコラベルは、原料の採取から生産、使用、廃棄までのライフサイクルを通じて、環境への影響を低減した製品に認められる任意のラベルである。

欧州委員会は、製品群「硬質被覆材」への EU エコラベルの認定に関する環境保護基準の有効期間を2021年6月30日まで延長した。

製品群「硬質被覆材」には、屋内・屋外の両方で使用される天然石、凝集した石、コンクリート舗装、テラゾータイル、セラミックタイル、粘土タイルが含まれる。

参照：EU 官報 [L295/74](#)

3. 電気／電子機器

(1) 電気・電子機器における特定有害物質の使用制限に関する指令改正

欧州委員会は、電気・電子機器（EEE）における特定有害物質の使用制限に関する指令 2011/65/EU を改正した。主な改正点は、一部の非道路用移動式機械やニッチ製品など、特定種類の機器を指令の適用範囲から除外することである。

参照：EU 官報 [L305/8](#)

4. 自動車／運輸部門

(1) 閣僚理事会が車両の型式認証見直しに関し非公式な合意

閣僚理事会は2017年12月7日に、EU 議長国（エストニア）と欧州議会の間で、欧州の型式認証および自動車の市場監視に関する制度見直しに関し、非公式な合意が成立した。本合意を踏まえ、同案が立法化されるには、欧州議会と閣僚理事会による正式な承認手続きを経る必要がある。承認後、新たな規則は2020年9月1日より適用される。

今回の見直しによる主な制度変更は以下の通り。

- 市場に投入された車両の衛生、安全、環境基準の遵守を徹底するため、**市場監視を拡大する**：
 - 毎年、各加盟国は、前年に登録された新車40,000台につき最低1台を検査確認する義務を負う。新車の登録台数が少ない加盟国は適用除外。
 - これらの確認作業の最低20%は、排出量に焦点を置くものとし、実際の運転環境における排出量を検証しなくてはならない。
- 欧州委員会に以下の新たな権限を付与し、型式認証プロセス全体に対する**欧州レベルでの監督権限を拡大する**
 - 加盟国の型式認証当局を5年毎に評価する権限
 - 路上を走行する車両を検査し、違反があった際には修理を求めて、EU レベルのリコールを開始する権限
 - 自動車メーカーおよび輸入業者に違反車両1台当たり最大30,000ユーロの制裁金を科す権限

参照：閣僚理事会の[プレスリリース](#)（2017年12月20日）

(2) 閣僚理事会が大型商用車（HDV）のCO2のモニタリングと報告方法に合意

閣僚理事会は、大型商用車（HDV）のCO2排出および燃費のモニタリングと報告に関する法案に合意した。

2017年6月に欧州委員会が提出した同案は、HDVのCO2排出量の測定および一般への開示により、運輸部門の透明性を強化することを目的としている。測定された数値に基づき、欧州委員会は、トラックを対象とした初のCO2排出基準を提案する予定である。

同案の主要な措置は以下の通り。

- すでに認証された車両カテゴリーおよびグループの自動車メーカーのみにモニタリングおよび報告義務を適用する。
- 当局と自動車メーカーから全データを集める目的で、EUの中央登録簿を創設する。CO2排出と燃費に関する収集データは、個人データと商業上の機密に当たるデータ（車両のエアロダイナミクス等）を除き、一般に公開される。

欧州議会で同案に関する統一見解がまとまった後、閣僚理事会と議会は共通見解の達成に向けて交渉を開始する。なお、欧州議会は、2月の総会で同案に関する投票を行う予定である。

参照：閣僚理事会の[プレスリリース](#)（2017年12月15日）、EurActiv の[記事](#)（2017年12月18日）、ENDS [記事](#)（2017年12月18日）

（3）車両材料・部品における鉛の使用ルールの改定

欧州委員会は、特定の車両材料・部品における鉛の使用条件を改定した。

原則として、指令2000/53/EC（ELV 指令）の第4条(2)(a)は、2003年7月1日以降に市場に投入される車両の材料・部品への鉛、水銀、カドミウム、六価クロムの使用を禁止している。但し、鉛、水銀、カドミウム、六価クロムの使用に代わるものがない特定の材料と部品には、同規定の適用が免除される場合がある。欧州委員会は、技術的及び化学的進歩を考慮し、第4条(2)(a)から免除される材料・部品のリストを定期的に更新することになっている。

こうした状況の中、欧州委員会は鉛を含むことができる材料・部品のリストを改定した。

参照：EU 官報 [L 299/24](#)

（4）欧州委員会が乗用車とバンに対する2021年以降の CO2排出目標を提案

11月8日、欧州委員会は、2021年以降の乗用車とバンからの CO2排出削減目標に関する提案を発表した。

提案は、2030年までに乗用車とバンの平均排出量を2021年比で30%削減することを自動車メーカーに求めている。欧州委員会は、両車種ともに、2025年までに15%の中間排出削減目標も課すこととしている。なお、現行規制下で2021年までに達成すべき CO2排出目標は95 g CO2/km である。

提案は、実走行の車両燃費を記録するため、標準化された「燃費測定装置」を新車に搭載することもメーカーに求めている。欧州委員会は、このデータを収集し、2030年の排出基準へのメーカーの達成状況を毎年評価する。排出目標を超過したメーカーには、「超過排出量1グラム（g CO2）あたり95ユーロ×非適合車販売台数」の罰金が課されることになる。

参照：欧州委員会の[プレスリリース1](#)、[プレスリリース2](#)、[プレスリリース3](#)（2017年11月8日）、欧州委員会の[ファクトシート1](#)と[ファクトシート2](#)（2017年11月8日）、DG CLIMA の[ウェブページ](#)

5. 製品安全

(1) 旅客船の新たな安全ルール・基準

欧州委員会は、旅客船の安全ルール・基準を変更した。

これらのルールは、以下のカテゴリーの船舶に適用される。

- 全長24メートル以上の新規及び既存の旅客船
- 高速旅客船

参照：EU 官報 [L 315/40](#)

(2) 欧州委員会が EU 単一市場の機能改善に向けた提案を提出

欧州委員会は、EU 単一市場の機能改善に向けた2件の立法案を提出した。

第一の提案は、いわゆる「相互認証」の原則を円滑かつ全面的に適用することを目指している。この原則に従い、域内調和された EU 法の対象ではない製品は、自国で適用される全ての関連規則に適合している限り、他の EU 加盟国で自由に販売することができる。

第二の提案は、EU 単一市場で流通する製品が安全であり、適用される全ての規則に適合していることを徹底するため、加盟国当局間の管理と協力を強化する規則である。その規則は、加盟国当局が非 EU 加盟国からの輸入検査を改善するための支援も目指している。

参照：欧州委員会の [プレスリリース](#) (2017年12月19日)

6. 整合規格

(1) 空中ケーブル設備の整合規格リストを更新

欧州委員会は、様々なカテゴリーの製品に関する整合規格の最新リストを発表した。以下の表は、リストに含まれる新規格を示すものである。

表2：空中ケーブル設備に関する最新の整合規格リスト

名 称	参 照 番 号
人の移送用に設計された空中ケーブル設備の安全要件 - 回復と避難	EN 1909:2017
人の移送用に設計された空中ケーブル設備の安全要件 - 土木作業	EN 13107:2015/AC:2016

人の移送用に設計された空中ケーブル設置の安全要件 - 移送装置 - 第一部：グリップ、移送トラック、搭載ブレーキ、キャビン、椅子、客車、メンテナンス移送装置、けん引フック	EN 13796-1:2017
---	-----------------

参照：EU 官報 [C 435/1](#)と欧州委員会の[ウェブページ](#)

表3：個人保護具に関する最新の整合規格リスト

名 称	参 照 番 号
登山装置 - テープ - 安全要件と試験方法	EN 565:2017
目・顔の保護 - サングラスと関連眼鏡 - 第一部：一般用サングラス	EN ISO 12312-1:2013/A1:2015
耐熱・炎保護服 - 第一部：完成衣類の試験方法 - 計測用マネキンを用いた伝達エネルギーの測定	EN ISO 13506-1:2017
消防士用保護服 - 消防士用防火頭巾の要件と試験方法	EN 13911:2017
個人用保護具 - 鋳造・溶接のリスクから保護する履物 - 第一部：鋳造のリスクに対する保護要件と試験方法	EN ISO 20349-1:2017
個人用保護具 - 鋳造・溶接のリスクから保護する履物 - 第二部：溶接及び関連プロセスのリスクに対する保護要件と試験方法	EN ISO 20349-2:2017

参照：EU 官報 [C 435/6](#)と欧州委員会の[ウェブページ](#)

表4：無線機器に関する最新の整合規格リスト

名 称	参 照 番 号
内陸水路に使用される VHF 帯で運用する海上移動サービス用の無線電話装置の送受信機	EN 300 698 V2.2.1
気象援助 (Met Aids) : 400,15 MHz から 406 MHz までの周波数範囲で200 mW までの電力レベルで使用されるラジオゾンデ	EN 302 054 V2.1.1
気象援助 : 1 668,4 MHz から1 690 MHz の周波数範囲で使用されるラジオゾンデ	EN 302 454 V2.1.1
調整された作業に従事する船舶と洋上設備で5 852 MHz~5 872 MHz かつ/または 5 880 MHz~5 900 MHz の帯域内で動作する海上ブロードバンド無線リンク	EN 303 276 V1.1.1
衛星通信地上局・システム (SES) : グローバルナビゲーション衛星システム (GNSS) 受信機 : 1 164 MHz~1 300 MHz 及び1 559 MHz~1 610 MHz の周波数帯で動作する無線機器	EN 303 413 V1.1.1

参照：EU 官報 [C 435/111](#)と欧州委員会の[ウェブページ](#)

表5：レジャー用船舶と水上バイクに関する最新の整合規格リスト

名称	参照番号
小型船舶 - 海上用途の推進用往復動内燃機関 - 出力測定と申告	EN ISO 8665:2017
小型船舶 - 電気機器 - 周囲の可燃性ガスの発火防止	EN ISO 8846:2017

小型船舶 - 操舵装置- ケーブルと滑車装置	EN ISO 8847:2017
小型船舶 - 遠隔操舵装置	EN ISO 8848:2017
小型船舶 - 防火	EN ISO 9094:2017
小型船舶 - 扇風機	EN ISO 9097:2017
小型船舶 - 15kW~40kW の単一船外機用遠隔操舵装置	EN ISO 9775:2017
小型船舶 - 恒久設置形燃料装置	EN ISO 10088:2017
小型船舶 - 電気システム - 超低電圧直流設備	EN ISO 10133:2017
小型船舶 - 液化石油ガス (LPG) システム	EN ISO 10239:2017
小型船舶 - 油圧操舵システム	EN ISO 10592:2017
小型船舶 - ガソリンエンジン及び/またはガソリントank部分の換気	EN ISO 11105:2017
小型船舶 - 安定性・浮力の評価と分類 - 第一部：船体の長さが6 m 以上の非帆船	EN ISO 12217-1:2017
小型船舶 - 安定性・浮力の評価と分類 - 第二部：船体の長さが6 m 以上の帆船	EN ISO 12217-2:2017
小型船舶 - 安定性・浮力の評価と分類 - 第三部：船体の長さが6 m 未満の船	EN ISO 12217-3:2017
小型船舶 - 操舵装置 - 歯車リンク式 操舵装置	EN ISO 13929:2017
小型船舶 - 船内ガソリンエンジン - 機関据付形の燃料系・電気系コンポーネント	EN ISO 15584:2017
小型船舶 - 船内小型ジェットボート用の遠隔操舵装置	EN ISO 15652:2017
小型船舶 - 機関据付型の燃料系・電気系コンポーネント	EN ISO 16147:2017

参照：EU 官報 [C 435/144](#)と欧州委員会の[ウェブページ](#)

表6：圧力機器に関する最新の整合規格リスト

名 称	参 照 番 号
冷凍システムとヒートポンプ - 安全・環境要件 - 第二部：設計、構造、試験、マーク付け、文書化	EN 378-2:2016
圧力用平鋼製品 - 第七部：ステンレス鋼	EN 10028-7:2016
圧力用鍛鋼品 - 第一部：自由鍛造品の一般要件	EN 10222-1:2017
圧力用鍛鋼品 - 第二部：特定の昇温特性を有するフェライト系・マルテンサイト系鋼	EN 10222-2:2017
圧力用鍛鋼品 - 第三部：特定の低温特性を有するニッケル鋼	EN 10222-3:2017
圧力用鍛鋼品 - 第四部：高耐力を有する溶接可能な微細粒鋼	EN 10222-4:2017
圧力用鍛鋼品 - 第五部：マルテンサイト系、オーステナイト系、オーステナイト・フェライト系ステンレス鋼	EN 10222-5:2017
圧力用ステンレス鋼棒	EN 10272:2016
特定の昇温特性を有する圧力用の溶接可能な熱間圧延鋼棒	EN 10273:2016
冷凍システムとヒートポンプ - 液体レベル表示装置 - 要件、試験、マーク付け	EN 12178:2016
金属製工業用配管 - 第一部：一般	EN 13480-1:2017

金属製工業用配管 - 第二部：材料	EN 13480-2:2017
金属製工業用配管 - 第三部：設計と計算	EN 13480-3:2017
金属製工業用配管 - 第五部：検査と試験	EN 13480-5:2017
金属製工業用配管 - 第六部：埋設配管の追加要件	EN 13480-6:2017
金属製工業用配管 - 第八部：アルミニウム及びアルミニウム合金配管の追加要件	EN 13480-8:2017
低温容器 - 低温での材料の強靱性要件 - 第一部：-80 °C 以下の温度	EN ISO 21028-1:2016

参照：EU 官報 [C 389/1](#) と欧州委員会の [ウェブページ](#)

7. 貿易関連

(1) 日 EU 経済連携協定 (EPA)

12月8日、日 EU 両国政府は、日 EU 経済連携協定 (EPA) の交渉が妥結したと発表した。

両国は、今後 EPA 合意文書の法的検証を開始する予定である。同検証作業が完了した後、英語の協定文書が EU の他の23の公用語と日本語に翻訳される。その上で、欧州委員会は、欧州議会と EU 加盟国に協定を提出し、2019年に欧州委員会の現在のマンデートが終了する前にその発効を目指すこととしている。

なお、今回の最終交渉では、投資保護に関する双方の見解がまとまらなかったため、EPA から投資保護を除外することとした。日本と EU は、本件についても「できる限り早急に」合意に達するため、投資保護に関する個別の交渉を2018年に継続する予定である。EU は恒久的な投資裁判所制度 (多国間投資裁判所) の設立を求めているが、日本は従来の投資家対国家の紛争解決 (ISDS) 制度の維持を望んでいるという根本的なスタンスの違いがあるため、交渉は難航するものとみられる。

参照：欧州委員会の [プレスリリース](#) (2017年12月8日)、日 EU [共同宣言](#) (2017年12月8日)、Politico の [記事](#) (2017年12月8日)、欧州委員会の [ウェブページ](#) (2017年12月8日)

(2) 日本と EU は「2018年にできる限り早急に」データ保護の十分性認定を目指す

12月14日、日 EU 両国政府は、個人データの保護ルールに関する東京で大臣レベルの会合を行った。

欧州委員会は会談後の公式声明で、両国は、データ保護に関する法的枠組みの差異を特定し、これらの差異を埋めるための解決策を議論する準備が整ったと述べている。声明によると、両国は共

に「2018年にできるだけ早急に」いわゆる「十分性認定」(adequacy decision)に達することを目標としているという。

十分性認定は、日本と欧州のデータ保護ルールが同等であるという正式な認定を意味する。これにより、日本と欧州間での個人データの自由な移動が可能となり、両国企業に新たな事業機会を与えられ、日 EU 経済連携協定(EPA)を補完することになる。12月15日に東京で開催された経団連セミナーのスピーチでヨウロバ欧州委員は、日・EU 関係にとって望ましいだけでなく、データ保護の世界基準となるような十分性認定を目指している、と述べた。

参照：欧州委員会の[声明](#) (2017年12月15日) と [スピーチ](#) (2017年12月15日)

(3) 日本、EU、米国が市場の歪みに対処する協力強化に合意

セシリア・マルムストロム通商担当欧州委員、世耕弘成経済産業大臣、ロバート・ライトハイザー米国通商代表は、12月12日にブエノスアイレスで開かれた WTO 閣僚会合の際に3極会談を行い、不公平な市場の歪みや第三国による保護主義的な行為を排除するために3か国の協力を強化していくことに合意した。

参照：欧州委員会の[プレスリリース](#)と[共同宣言](#) (2017年12月12日)